



金額を第十五号に規定する期  
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.30}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除する」とができる。

## 十一 初期利子

平期平期たたかれたるときは、翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.30}{100} \times \frac{1}{2}$$

## 十二

### 後二期利息

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期に属する。その日以前六月間に支払期における利子を支払う。

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 額  
い 金 所 日 限

(一) 平成三十年七月十五日額面金額百円につき百円中途換金の本店又は支店六年七月十五日以後において行うこととし、その買取りは、平成二十六年七月十五日から次により算出した金額とする。その買取金額は、平成二十五年七月十六日までの区分に応じ、それぞれの算

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  )  $\times 2$  - 受入経過利子に相当する金額 ) なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨ててとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする(次号において同じ。)。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times 0.30 \\ \hline 100 \end{array}$$

初期利子支払期の6カ月前の日数

365

(二) 平成二十七年一月十五日以

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者へ相続税法  
(昭和二十五年法律第七十三号)  
第二十一条の四第一項に規定  
する特別障害者扶養信託契約の  
受益者を含む。)が、死亡した  
ときにはその相続人が、又はそ  
の居住する市町村(特別区を含  
み、地方自治法(昭和二十二年  
法律第六十七号)第二百五十二  
条の十九第一項の指定都市にあつ  
ては、当該市又は当該市の区と  
する。)の区域において、災害  
救助法(昭和二十二年法律第百  
十八号)による救助の行われる  
災害が発生し、当該災害にかかる  
たときは、当該個人向け国債を  
有する者が、平成二十六年七月  
十五日前であつても、当該個人  
向け国債の中途換金を請求する  
×  
$$\frac{79.685}{100} \times 2$$

この取扱いがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年七月十五日以前の場合は、平成二十六年一月十五日から平成二十六年の場合

の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{7.9.685}{100}$  ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十六年一月十五日以前の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )